

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年2月4日

鳥取県知事 平井伸治

#### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

##### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

##### 2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金69,460円を支払うものとすること。

##### 3 事故の概要

###### (1) 事故発生年月日

令和元年11月5日

###### (2) 事故発生場所

鳥取市賀露町西四丁目地内

###### (3) 事故の状況

鳥取県農林水産部水産振興局水産課所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、

駐車場内の駐車位置から後退した際、後方から後退してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。